（湖上交通の活性化）

第十九条　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（景観の整備及び保全）

第二十条　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖が歴史的な景勝地として国民の貴重な財産であることに鑑み、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第二十一条　国及び関係地方公共団体は、農業体験、魚を学ぶ体験学習、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、国民に対する琵琶湖の自然環境に関する教育を充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生の重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、前項の措置のほか、琵琶湖の保全及び再生に関する広報活動その他の普及啓発、琵琶湖の環境の保全及び再生に関する教育及び学習の振興、琵琶湖の特性を生かした観光の振興その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（多様な主体の協働）

第二十二条　国及び関係地方公共団体は、個人、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促進するため、これらの者が琵琶湖保全再生施策に参画することができる機会の提供、これらの者の間の交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

（資料の作成及び公表）

第二十三条　政府は、琵琶湖の保全及び再生の状況並びに政府が琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関する資料を作成し、適時に、かつ、適切な方法により公表しなければならない。

（主務大臣）

第二十四条　この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他政令で定める大臣とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（見直し）

2　この法律については、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十九号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」に、「二、一〇九、四〇〇トン」を「二、一〇七、七〇〇トン」に、「四一、六〇〇トン」を「四三、三〇〇トン」に、「五五、六〇〇トン」を「五六、四〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」に、「二八五、六〇〇トン」を「二四七、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二七年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三